

「地域共生・地域裨益型再エネ発電事業（重点対策加速化事業分）」

公募型プロポーザルに対する質問への回答【B 社】

NO	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1	募集要項 p4 (3) 電力契約	貴市への電力供給期間の長さに関して、上限はございますでしょうか。	電力供給期間の上限は定めておりません。
2	募集要項 p9 ウ注意事項 (キ)	森林法の適用を受ける森林の面積はどの程度でしょうか？また、可能であればその範囲もご教示いただけますでしょうか。 加えて「森林法の適用を受ける」とは具体的に何を意味しますでしょうか。	森林法の適用範囲は「ほっかいどう森まっぷ (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/80538.html)」でご確認いただけます。林地開発許可が必要になる場合がありますので、詳細につきましては、市緑地公園課緑化係までお問い合わせください。
3	募集要項 p4 (2) 公募内容 オ	「オフサイト PPA 方式により発電した再エネ電力全てを市有施設に供給し、環境価値を市に帰属させるスキーム」とは、電気価値と環境価値をセットで供給する所謂フィジカル PPA スキームを指している理解でよろしかったでしょうか？	ご認識のとおりです。
4	実施要領 p3 17 契約保証金	契約保証金について、「契約金額の 100 分の 10。但し免除規定あり。」とありますが、免除規定についてご教示頂けますでしょうか。	電力契約に係る契約保証金は「苫小牧市契約に関する規則」第 5 条第 1 項第 1 号～7 号で定める条件を満たす場合に免除することができます。

5	実施要領 p3 19 その他 ②	優先交渉権者特定後の基本協定書について、現時点のご想定の内容をご教示頂くことは出来ますでしょうか。	事業着手にあたり、工事の実施や維持管理、設備撤去、電力供給における基本的な事項全般を定めることを想定しております。
6	募集要項 p4 1 (2)公募内容 オ	「オフサイト PPA 方式により発電した再エネ電力全てを市有施設に供給し、環境価値を市に帰属させるスキームを検討すること」とのことですが、発電事業者としては、PPA での売電収益をもとに投資回収をする事業を想定する所、市有施設の廃止等に伴い電力需要が大幅に変動した場合、当初想定していた売電収益が得られない可能性があるかと存じます。この場合の売電収益の想定未達リスクについて、事業者又は貴市のどちらで負担することをご想定でしょうか。	供給先施設の廃止等により電力需要が大幅に変動した場合には、まずは他の市有施設への供給が検討可能かについて市と事業者で協議することとします。売電収益等の想定未達リスクなど、予想されるリスクと責任分担については、基本協定書の中で定めることを想定しております。
7	募集要項 p4 1 (3)電力契約 ウ	「電力提案単価は、使用電力量に対する単価のみとし、基本料金、燃料費調整額、再エネ賦課金の設定は行わないものとする。」とありますが、こちらの記載の意図は、公募評価においては発電事業者→小売電気事業者→需要家のスキームにおける、発電事業者→小売電気事業者の卸単価(kwh)のみを評価するとの意図でよいでしょうか。逆に、	電力提案単価は、需要家(市有施設)が小売電気事業者に支払う単価となりますが、内訳として PPA 固定単価と提案時における託送料金を明記したうえで提案を行ってください。 また、一般的にはオフサイト PPA の場合、需要家(市有施設)が再エネ賦課金を小売電気事業者に支払うこととなります。

		小売電気事業者から需要家への基本料金、燃料調整費額、再エネ賦課金の設定を妨げるとの意図ではないという理解でよいでしょうか。	提案時における電力単価（電力提案単価） 託送料金（提案時点） PPA固定単価 上限21円／kWh（税抜） ※それぞれの内訳を提案書に明記 電力契約後に支払う単価（想定） 再エネ賦課金 託送料金 PPA固定単価 市場連動等により変動するため供給時の単価を採用
8	募集要項 p7 1 (5) 貸付物件の概要 ウ注意事項（ウ）	「事業者は貸付物件を太陽光発電事業の用途以外に使用しないこと。」とありますが、蓄電池併設での太陽光発電事業は問題ない理解で良いでしょうか。	当該太陽光発電事業に係る蓄電池の併設は問題ございません。なお、本事業における補助金の対象となるのは太陽光発電設備に係る経費のみとします。
9	募集要項 p9 2 太陽光発電事業実施にあたっての基本事項 (4) 設備の設計・設置 キ	「本事業の実施に必要な系統連系に係る手続きを事業者の負担により実施すること。」とありますが、公募提案時にご想定の系統連系手続きのステータスはございますでしょうか。公募の評価において「確実性」が評価項目の一つになっている所、系統連系手続きが進行している事業者の提案の方が「確実性」が高いとの評価になる理解をしており、お伺いしております。また、仮に本公募実施の公告前から系統連系手続きを開始している事業者がいた場合で、当該事業	提案要件として定めている手続きのステータスはなく、接続検討に係る回答があることを必須とはしておりません。 また、公告前に系統連系手続きを開始し、提案に活用した場合においても、有効とします。

		者が同系統連系手続きを本公募に活用した場合、同提案は有効とみなされることとなりますでしょうか。	
10	募集要項 p18 (4) 評価基準	各評価項目の評価方法について、例えば配点 30 の評価項目について、特に優れている＝30 点、優れている＝20 点、及第点＝10 点といったようにノッチが切られているものでしょうか。又は左記のような区切りはなく、選定委員が任意に評価をされるものでしょうか。	評価方法についての回答は差し控えさせていただきます。
11	募集要項 p18 (4) 評価基準.⑤	電力提案単価については、提案単価のみの評価であり、予め評価の方法を定めることも可能な理解ですが、評価の方法が定まっている場合、当該評価方法をご教示頂けますでしょうか。	評価基準について、募集要項に記載している内容以上の回答については差し控えさせていただきます。
12	募集要項 p18 (4) 評価基準.①	類似事業の実績について、類似性の判断基準をご教示頂けますでしょうか。(例：設備の規模、事業実施の時期、電力供給契約の内容の類似性を確認する等) また、積雪寒冷地の定義についてもご教示ください。	例で記載いただいた事項も含め総合的に評価しますが、具体的な評価基準についての回答は差し控えさせていただきます。 積雪寒冷地の定義については、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令」第一条で示されている「二月の積雪の深さの最大値の累年平均が五十センチメートル以上の地域又は一月の平均気温の累年平均が摂氏零度以下の地域」とします。

13	募集要項 p18 (4) 評価基準②	「貸付物件を有効活用し」とありますが、設置する設備の規模によらず、可能な限り広い面積を活用の方が評価が高くなりますでしょうか。	評価基準について、募集要項に記載している内容以上の回答については差し控えさせていただきます。
14	募集要項 p18 (4) 評価基準	系統連系手続きの進捗度合によって、評価に差が付くことはございますでしょうか。	評価基準について、募集要項に記載している内容以上の回答については差し控えさせていただきます。
15	用地地盤状況	本件用地については、過去土取り場として使用されていたとのことですが、土取り後に他現場の残土等で埋め戻されていないでしょうか？埋め戻されている場合は軟弱地盤の可能性がありますので、ボーリングデータがあればご開示いただけますでしょうか。もしデータが無い場合は当時の状況をご教示いただけますでしょうか？	市ではボーリング調査を実施しておりませんので、関連資料を持ち合わせておりません。 土地の経過といたしまして、昭和 50 年から平成 5 年まで土取り場として利用しており、その後、樽前山噴火減災対策に伴う資材置き場として貸し付けておりましたが、現在は使用しておりません。